

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	国民健康保険税減免の認定		
根拠法令及び条項	地方税法第717条、那覇市国民健康保険税条例第22条、 那覇市国民健康保険税条例施行規則第3条		
審査基準	有(第3条第1項に該当する場合を含む。) 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 する しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】( 審査基準を公表する場合のみ記載すること。 ) 那覇市国民健康保険税減免取扱要項 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成22年10月29日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	有(第5条において準用する第3条第 項に該当する場合を含む。) 期間( ) 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第3号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康部 国民健康保険課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 【別紙】

平成 22 年 10 月 29 日  
健康保険局長決裁

### 那覇市国民健康保険税減免取扱要項

#### 第一．国民健康保険税の減免概要

国民健康保険税(以下「保険税」という。)の減免は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 10 号及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 717 条並びに那覇市国民健康保険税条例(昭和 47 年那覇市条例第 91 号。以下「税条例」という。)第 22 条の規定に基づき、保険税の納付が困難と認められる者に係る納税義務の一部又は全部を免除する行政処分である。

地方税法及び地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)に根拠をおく低所得者の救済を目的とした減額制度においては、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。)に基づき減額相当額が一部国庫負担により補填されるが、地方自治体においてその制定が議会の議決事項とされる条例による保険税の減免制度は、減免決定額が国民健康保険事業特別会計上そのまま税収入の歳入不足として計上されることとなる。

本市の場合は、その歳入不足分を一般会計で予算措置し、本市の負担により減免に係る歳入不足分を補填しているのが現状である。

地方税法上での納付困難者の救済措置としては、徴収猶予(地方税法第 15 条)、換価猶予(同法第 15 条の 5)等の納税猶予制度があるが、減免制度は、これらの制度を適用してもなお納税が困難であると認められる者を救済する制度であるので、その運用は、適正かつ慎重に行われなければならない。

なお、平成 20 年度から後期高齢医療制度の創設に伴い、「旧被扶養者」の激変緩和措置として、当分の間、後期高齢者医療制度と同様の保険料負担軽減措置を条例による減免として講じている。

#### 第二．保険税の減免の取扱いについて

保険税の減免制度については、税条例第 22 条及び那覇市国民健康保険税条例施行規則(昭和 47 年那覇市規則第 52 号。以下「施行規則」という。)第 3 条の規定によるもののほか、施行規則第 6 条の委任規定に基づき市長が以下に定める取扱いによる。

##### 1 減免の適用について

###### (1) 減免の対象となる保険税

減免は、税条例第 22 条第 2 項の規定により、『納期限前 7 日までにその理由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。』とあり、原則として申請後における当該年度内の納期末到来分の保険税を対象とする。ただし、本要項において特別の定めがある場合は、この限りでない。

###### (2) 「直接居住の用に供する住宅又は日常使用する家財」が災害を受けた場合(施行規則第 3 条第 1 号ア)

直接居住の用に供する住宅が災害を受けた場合に係る施行規則第 3 条第 1 号アの表の損害の程度については、次に掲げる住宅又は家財の価格に対する損害の程度の区分に応じ、それぞれに定める被害相当とみなして適用する。

ア．損害の程度が 50%以上 全壊相当

イ．損害の程度が30%以上50%未満 半壊相当

(3) 「その他特別の事情により保険税の納付が困難である場合」(施行規則第3条第3号)の取扱い

「その他特別の事情により保険税の納付が困難である場合」とは、施行規則第3条第3号アからオまでの規定に該当する場合で、かつ、客観的に担税力がないということが認められたときでなければならない。

所得減少の場合(施行規則第3条第3号ア)

ア．失業、疾病、負傷等の場合、その原因となった期間が当該年に継続して1カ月以上とする。

イ．適用期間は、相当の事由が認められる場合は、年度当初に遡及し適用するものとする。

相当の事由が認められる場合・・・徴収猶予、換価猶予を講じたとしても、生活困窮が継続し、その年度内に担税力の回復が困難と想定される場合をいう。

ウ．世帯合計所得金額の見込額の算定及び所得減少割合の算定方法は、次のとおりとする。

- ・国保世帯全員(擬制世帯主を含む)の所得で算定する。
- ・給与収入の場合、退職金については、退職所得控除額を控除する前の金額を所得として把握する。
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116条)第10条1項の失業等給付にかかる金額は算定から除く。(平成21年度から)
- ・減免の申請受付の後、減免決定に至る年度途中で、世帯主及び世帯員が社会保険加入等により喪失した場合であっても、当該年の国保課税対象になっていれば、年間の見込額で所得減少を判断する。また、転出・転居により世帯員が当該世帯員でなくなった場合は、課税月までの見込額で判断する。

国保法第59条各号のいずれかに該当する場合(施行規則第3条第3号イ)

保険税の納税義務が国保世帯主に課せられており、保険税の減免申請に係る権利義務も国保世帯主にあることから、次に掲げる取扱いとする。

ア．国保世帯主が収容又は拘禁されたときは、時効により消滅していない保険税の範囲内で、収容又は拘禁された期間について遡及して減免を適用する。

イ．国保世帯員が収容又は拘禁されたときは、国保世帯主が行った減免申請の日の属する年度のみに限り減免を適用し、課税年度を遡及して減免を適用することはしない。

生活保護開始の場合(施行規則第3条第3号ウ)

ア．適用期間は、相当の事由が認められる場合は、年度当初に遡及し適用するものとする。

債務弁済等のため居住用財産を譲渡した場合(施行規則第3条第3号エ)

ア．施行規則第3条第3号エに規定する「当該譲渡所得」とは、所得税法上の「分離長期(短期)譲渡所得の金額」(＝特別控除前の金額)から債務弁済に要した領収金額の総額を差し引いた額(以下「減免対象譲渡所得金額」という。)をいう。

【分離長期(短期)譲渡所得の金額】 = 譲渡収入金額 - 譲渡資産の取得費 - 譲渡費用 - (譲渡損失の損益通算及び繰越控除の金額 + 雑損失の繰越控除の金額)

イ. 債務には税金・公課及び国税譲渡申告時の各種経費は含めない。  
ウ. 前年中の世帯合計所得の制限をもうけないものとするが、担税力調査は行う。

エ. 領収の有効期限は譲渡の原因の日から概ね半年以内とする

債務弁済等のため非居用財産を譲渡した場合(施行規則第3条第3号オ)

債務弁済等のため非居用財産を譲渡した場合の減免対象譲渡所得金額の算出方法は施行規則第3条第3号エに準ずる。

また、非居住用財産を譲渡した場合であっても、次に掲げる場合又は部分については、減免をしないものとする。

ア. 当該年度の譲渡所得を生じるにいたった非居住用財産以外に、非居住用財産(墓地、公用道路等は除く。)を所有している場合

イ. 生活基盤である居住用財産に係る債務弁済等に充てられたと推定される当該譲渡所得の部分

自己破産宣告を受けた場合(施行規則第3条第3号オ)

自己破産宣告時に裁判所において、客観的に担税力が無いと判定されており、当該年度の所得割全額を免除する。

(4) 既納の保険税に係る減免制度の適用について

減免は、納税が困難であると認められる者を救済する制度であり、既に納付した保険税については、減免の対象としない。ただし、減免判定時に生活窮迫が認められる者等については、この限りでない。

生活窮迫が認められる者等・生活保護受給開始者・生活困窮により、水道光熱の支給等が止められたりした者。又は、当該年度の世帯合計収入金額の見込額が国税徴収法施行令(昭和34年政令第329号)第34条の基準額を準用し、同等か下回る者(生活保護の適用に近い生活程度の者)。

2. 担税力調査

保険税の減免に際し、担税力調査を行う場合は、次に掲げる事項による。

(1) 国保加入世帯員の収入状況

担税力については、減免審査の月での国保世帯構成人数で判定する。社保加入者は人数換算するが、転出者・死亡者は人数換算しない。

(2) 納税義務者本人の預貯金の有無

名義違いの預金の取り扱い

納税義務者本人以外の者(参照)が当該本人の名義を使用して預貯金した場合において、本人に所有の意志がないときは、本人の預貯金としては認定しない。その認定は次の要件により行う。

ア. 本人が通帳、印鑑を管理していないこと。

イ. 本人が預貯金を引き出していないこと。

『納税義務者本人以外の者』とは、同一生計(住基上同一世帯)外の者を言い、同一生計内の家族の場合は含めない。同一生計内の家族が預貯金を所有していれば担税力があるとみる。

ウ. 真の預金者が特定できる書面等の提出

預貯金名義借用者名で、借用目的、口座番号、預貯金額、借用者の預貯金であるという文面を記述させ、署名、押印（実印）し、印鑑証明を添付させる。

#### 預貯金残高による担税力判定

預貯金残高が本人は 120 万円、国保世帯員が 1 人増えるごとに 54 万円を加算した額を超える場合は、担税力があるとみなして、減免を適用しない（国税徴収法施行令第 34 条の基準額を準用する。）

家族数	本人のみ	2 人	3 人	4 人	5 人以上
金額（円） 一年分	1,200,000	1,740,000	2,280,000	2,820,000	1 人増えるごとに 540,000 円を加算

預貯金調査の有効期限は、減免決定した月から半年以内とする。

#### (3) 預金調査不要の場合

減免事由が罹災・生活保護開始・国保法第 59 条該当・自己破産の場合は不要とする。

#### (4) その他必要と認める事項

必要に応じて、その他の収入調査を行う。

### 3. 申告について

減免申請をする場合は、世帯主の税申、市申、他市照会は必ず必要とする。ただし、減免事由が生活保護の開始及び国保法第 59 条該当の場合は給付制限により減免されるので、やむを得ない場合に限り国保簡易申告でも可とする。

### 4. 所得減少率の計算について

分離譲渡所得があり、減免事由が分離譲渡所得を起因とする以外の場合では、今年も分離譲渡所得が同額あるとみなして計算する（生命保険の解約等の一時所得も同じ扱いとする。）

### 5. 処理期限

減免の処理期限については、毎月 25 日までとする。3 月については、当該年度最終納期限の 7 日前までとする。

減免の受付期間の最終日は当該年度最終納期の 14 日前とする。最終日が土・日・祝祭日にあたった場合は繰り下げる。

### 6. 経過措置

#### (1) 非自発的失業者に対する減免

非自発的失業者に対する減免において、当分の間、所得の判定は非自発的失業軽減対象前の金額を用いて判定する。また、減免額については非自発的軽減がないものとして減免を適用した後の年税額が非自発的失業軽減を適用した後の年税額より低い場合、その差額分を減免額とする。

## 第三. 雑則

1 この要項に定めるもののほか、保険税の減免の取扱に関し必要な事項は、那覇市国民健康保険税の減免基準表に定めるところによる。

## 第四. 施行日

1 この要項は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

2 那覇市国民健康保険税減免取扱要領(平成 12 年施行)は、廃止する。